

板谷最終処分場6・7ブロック増設計画 環境影響評価準備書 に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 事業の実施に当たっては、生活環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう環境保全に最大限配慮すること。
また、埋立地の底部遮水工下の地下水集水管から浸出水が漏水した場合等、当該施設において事故等が発生した場合における対応（長期的対策、短期的対策等）については、具体的に環境影響評価書に記載すること。
- (2) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の搬入等により、環境影響評価書作成段階で事業の内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価を行い、その結果に基づいて必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の搬入等により、環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。
- (4) 希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、その影響の程度・消失の有無について予測・評価を行い、その結果に基づいて必要な環境保全措置を講じること。

2 水質について

- (1) 構造的には準好気性埋立処分場であり、一時的に大雨等により埋立地内部において嫌気性になり浸出液処理施設に過剰に負荷がかかる可能性があることから、有機性の廃棄物の受入制限・カバーシートの敷設等による埋立地内部の好気性維持について適切な対策を講じること。
- (2) カバーシートの敷設により埋立地からの雨水の浸入を低減化し、浸出液処理施設の処理負荷を削減することとしているが、カバーシートは雨水による埋立物の洗い出し効果を阻害し、処分場の安定化を長期化させることとなるので、カバーシートの敷設時期、敷設形状（面積）、及び各敷設形状における浸出液量・処理予測、カバーシートの維持管理について丁寧に検討すること。
- (3) 処分場増設後の排出水が水環境へ与える影響については、その予測の不確実性が大きいので、存在・供用時における水質及び底質に係る事後調査を実施すること。
- (4) 水質測定結果のうち、No.2 地点において「ひ素及びその化合物」が環境基準を超過した根拠について、過去の測定結果や自然的要因を踏まえて、具体的に示すこと。
- (5) 亜鉛含有量については、「生活環境の保全に関する環境基準」のうち「水生生物の保全に係る環境基準」として設定されている全亜鉛の基準を指標値として追加し、評価を行うこと。

3 その他

- (1) 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働により発生する粉じん（降下ばいじん）の予測値が環境保全に関する指標値を僅かに下回る程度なので、粉じんの飛散量を低減するための飛散防止対策を適切に実施すること。
- (2) 小動物の沈砂池等への転落防止策を講じるのに併せて、側溝・沈砂地等に転落後の生還に配慮した工夫を検討すること。
- (3) 排出水が流入後の下流域における魚類の生息域について丁寧に調査すること。
- (4) 悪臭に関する事後調査において、処分場の風下地点についても調査すること。
- (5) 最終処分場の存在地区は地すべり発生地区に近接していることから、既に埋め立てた廃棄物層の沈下量と増設する処分場の土堰堤設計には十分な整合を図るほか、地質の検証には十分配慮すること。
- (6) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえたものとするとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。